

防災訓練実施結果報告書

東安防発第2号

2025年 6月 6日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 東京都台東区上野5丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	東海発電所 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1	
防災訓練実施年月日	2025年2月25日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	東海発電所（廃止措置中）においては、地震（東海村震度6弱）の影響を受け、管理区域外でL1輸送容器（高線量廃棄物輸送用容器）運搬車両が横転し、L1輸送容器が破損したことで敷地境界の放射線量上昇が検出されたことにより、原子力災害対策特別措置法第15条事象に至る原子力災害の発生を想定した。	別紙2のとおり
防災訓練の項目	総合訓練	要素訓練
防災訓練の内容	(1) 本部運営訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 発電所退避者誘導訓練 (5) その他必要と認められる訓練	【発電所】 (1) 本部運営訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) 原子力災害医療訓練 【本店】 (1) その他必要と認められる訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり	別紙2のとおり
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙1のとおり	別紙2のとおり

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本訓練は、「東海発電所原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき実施するものである。

1. 訓練の確認項目

（1）訓練目的

本訓練は、東海発電所原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力災害発生時において、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が各々の役割を認識し連携することで、原子力防災組織が有効に機能することの確認を目的とする。

また、2023年度の訓練結果を踏まえた課題に対する改善事項の有効性を確認する。

なお、本訓練では、同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練として、東海第二発電所及び日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（以下、「原科研」という。）と連携した訓練を実施する。

（2）訓練目標及び主な検証項目

①正確な情報発信ができること。

＜主な検証項目＞

- ・発電所本部は、短時間で複数のEALが発生する場面において、正確な判断を行うことができる。また、発電所情報班は、短時間で複数の通報が発生する場面において正確な文章を作成し、通報を行うことができる。

【本部運営訓練（発電所）、通報連絡訓練（発電所）】

②隣接事業所同時発災を踏まえた情報連携及び事故収束活動ができること。

＜主な検証項目＞

- a. 発電所本部は、原科研との連絡体制確立後、原科研の事故状況を本部内に共有できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- b. 発電所本部は、原科研のEAL情報（SE/GE02）を入手した際に、発電所のモニタリングポスト指示値を確認することで、原科研で発生した事象が発電所事故収束活動に与える影響の有無を確認できる。

【本部運営訓練（発電所）】

③改善事項に対する改善策が有効に機能していること。

＜主な検証項目＞

- a. 本店ERC対応班スピーカは、EAL判断フローを用いて、判断根拠を踏まえたEAL説明ができる。

【ERC対応訓練（本店）】

- b. 発電所庶務班は、整備した連絡体制に基づき、通報文を東海ノア協定事務局（以下、「東海ノア」という。）、日本原子力研究開発機構対策本部（以下、「機構対策本部」という。）、原科研に発信するとともに、機構対策本部からの問い合わせに対して回答できる。

【本部運営訓練（発電所）】

- c. 本店ERC対応班は、緊急情報を入手した場合、機構対策本部が発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できる。

【ERC対応訓練（本店）】

d. リエゾンは、配布資料の保存先の運用について作成した「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、ERCプラント班との情報共有に必要な資料を配付することができる。

【ERC対応訓練（本店）】

e. 発電所本部はブリーフィングを行うにあたり、事前に開始予告を周知し、簡潔な報告を行うことができる。本店情報班は、発電所のブリーフィングを傾聴することを、本店本部内に周知できる。

【本部運営訓練（発電所）】

【本部運営訓練（本店）】

f. 発電所本部は、進展予測、収束対応戦略、戦略の進捗状況等のERCプラント班の求める情報を本店本部に情報発信できる。

【本部運営訓練（発電所）】

2. 実施日時及び対象施設

（1）実施日時

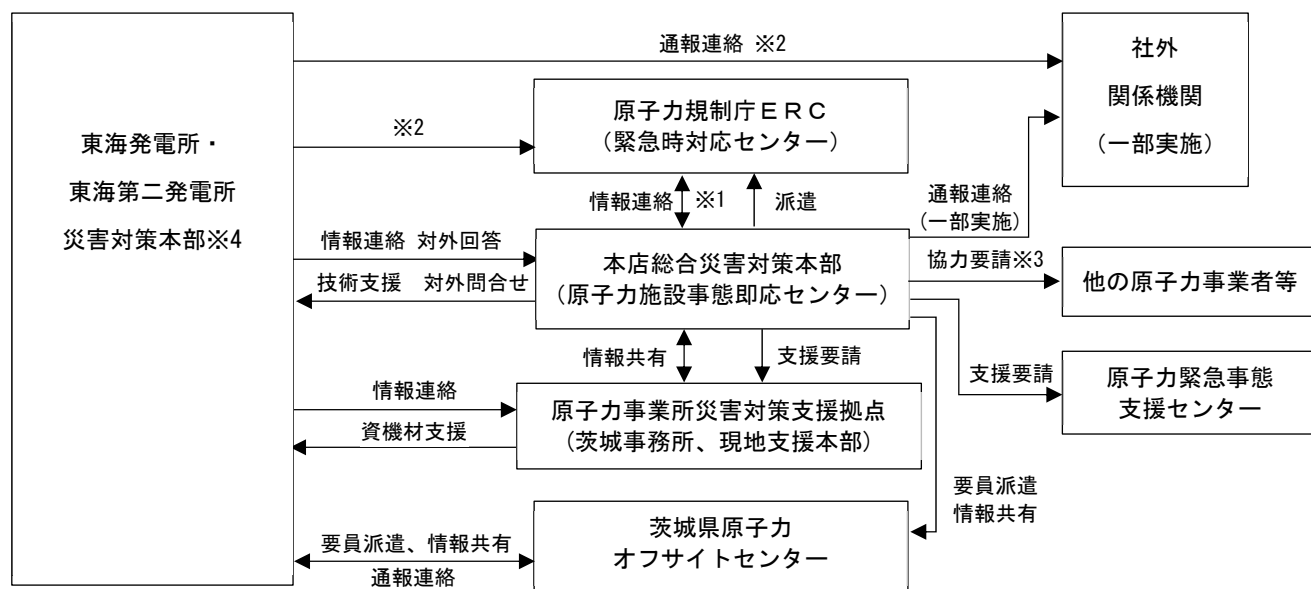
2025 年 2 月 25 日（火）13 時 30 分 ～ 16 時 02 分

（2）対象施設

東海発電所

3. 実施体制、評価体制及び訓練参加人数

（1）実施体制



※1 統合原子力防災ネットワーク接続

※2 原子力事業者防災業務計画に定める通報

※3 原子力事業者間協力協定に基づく通報連絡

※4 東海第二発電所と同時発災につき同一組織にて対応

(2) 評価体制

訓練参加者以外から評価者（発電所社員、本店社員及び他電力社員等）を選任し、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の活動における手順の検証や対応の実効性等について評価した。

また、訓練終了後には、訓練参加者、訓練評価者及び訓練コントローラにて振り返りを実施し、訓練全体を通じた気づき事項及び良好事例の集約を行い、改善点を抽出した。

(3) 訓練参加人数：257 名

訓練参加者の内訳は以下のとおり。

訓練実施場所	訓練参加者数
東海発電所	122 名 ・ 訓練プレーヤ：社内 72 名※1、社外 26 名※2 ・ コントローラ：社内 12 名 ・ 評 価 者：社内 9 名、社外 3 名
本店総合災害対策本部 （原子力施設事態即応センター）	104 名 ・ 訓練プレーヤ：社内 81 名、社外 2 名※3 ・ コントローラ：社内 4 名 ・ 評 価 者：社内 7 名、社外 1 名 ・ そ の 他※4：社内 3 名、社外 6 名
原子力事業所災害対策支援拠点 （茨城事務所、現地支援本部）	26 名 ・ 訓練プレーヤ：社内 25 名 ・ コントローラ兼評価者：社内 1 名
茨城県原子力オフサイトセンター	5 名 ・ 訓練プレーヤ：社内 4 名 ・ 評 価 者：社内 1 名

※1：茨城県原子力オフサイトセンターへの派遣要員は除く

※2：発電所退避者誘導訓練参加者

※3：覚書に基づく技術支援

※4：視察者、模擬記者、ERCリエゾンの通信補助

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

今回の訓練は、平日の通常勤務時間帯に自然災害（地震）を起因事象とする原子力災害の発生を想定した。また、隣接する東海第二発電所及び原科研においても、原子力災害が発生することにより、複数事業所での同時発災を想定した。

（１）プラント運転状況

東海発電所：廃止措置中

東海第二発電所：定格熱出力一定運転中（新規規制基準適合プラント）

（２）訓練想定

東海発電所において、地震（東海村震度 6 弱）の影響を受け、輸送中の L1 輸送容器が転倒・破損し管理区域外へ放射線が放出されたことにより、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第 15 条に該当する原子力災害が発生する事象を想定した。

（３）事象概要

時刻	事 象	
	【東海発電所】	【東海第二発電所】
発災前	廃止措置中	定格熱出力一定運転中
13 : 30	地震発生（東海村震度 6 弱）、津波の恐れなし	
13 : 30	66kV 系原電石神線断線 L1 輸送容器トレーラ搬送停止、走行不可 （車両周辺の地面陥没）	・外部電源喪失（275kV 系、154kV 系） ・原子炉自動スクラム成功 ・タービン手動トリップ成功 ・常用給水系全喪失 ・2C、高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機自動起動 ・2D 非常用ディーゼル発電機自動起動後、即トリップ ・原子炉冷却材喪失事故（小漏えい）発生 【警戒事態該当事象①】 AL22：原子炉給水機能の喪失 AL23：原子炉除熱機能の一部喪失 (AL22 判断 13 : 39、AL23 判断 13 : 39 第 1 報 FAX 13 : 44)
13 : 34		<マルファンクション> ・原子炉隔離時冷却系手動起動後、即トリップ（原子炉隔離時冷却系蒸気配管破断検出誤作動、リレー不良）
13 : 38		・高圧炉心スプレイ系手動起動
13 : 45		・残留熱除去系（A）手動起動 ・常設代替高圧電源装置全台（No. 1～No. 6）遠隔起動失敗
13 : 48		<マルファンクション> ・サプレッションプール水位計故障（水位不明）
13 : 50	【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡①】※3 （第 1 報 FAX 13 : 52）	
13 : 55		・高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室エアコンプレッサー付近の火災報知器作動
14 : 00		・非常用交流母線 1 系統及び供給電源 1 系統のみ 15 分間継続 【警戒事態該当事象②】 AL25：非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ (AL25 判断 14 : 00 第 3 報 FAX 14 : 02)
14 : 03		<マルファンクション> ・自衛消防隊の化学消防車がパンクにより移動不可
14 : 08		・原子炉建屋地下 1 階東側エリア床漏えい警報発報
14 : 10		・格納容器圧力高（13.7kPa）到達 ・低圧炉心スプレイ系自動起動後、即トリップ

時 刻	事 象	
	【東海発電所】	【東海第二発電所】
		・非常用高圧母線 2C 地絡発生、電源喪失 ・2C 非常用ディーゼル発電機トリップ ・残留熱除去系 (A) トリップ 【特定事象発生連絡 (原子炉施設) ①】 SE21 : 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 SE23 : 残留熱除去機能の喪失 (SE21 判断 14 : 15、SE23 判断 14 : 15 第 4 報 FAX 14 : 21) 【警戒事態該当事象②】 AL21 : 原子炉冷却材の漏えい AL42 : 単一障壁の喪失または喪失可能性 (AL21 判断 14 : 15、AL42 判断 14 : 15 第 5 報 FAX 14 : 24)
14 : 13		・高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機エアコンプレッサー (A、B) 火災発生を確認 【警戒事態該当事象③】 AL53 : 重要区域での火災による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53 判断 14 : 18 第 6 報 FAX 14 : 28)
14 : 15	【警戒事態該当事象連絡後の状況連絡②】 ※3 (第 2 報 FAX 14 : 16)	
14 : 20		・公設消防隊現場指揮所に到着
14 : 23		・溢水対応の運転員 2 名のうち 1 名が転倒により負傷 ・原子炉隔離時冷却系蒸気配管破断検出回路リレー交換完了
14 : 24		・原子炉隔離時冷却系蒸気隔離弁復旧完了
14 : 25		・常設代替高圧電源装置全台 (No. 1～No. 6) 現場起動失敗
14 : 30	地震発生 (東海村震度 5 強)、津波の恐れなし	
14 : 30	・L1 輸送容器トレーラ周辺の地面陥没が拡大、トレーラが転倒し L1 輸送容器が落下、破損 ・モニタリングポスト (A) 指示値上昇 【特定事象発生連絡 (原子炉施設) ①】 ※2 SE01 : 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01 判断 14 : 33 第 3 報 FAX 14 : 38)	・高圧炉心スプレイ系運転パラメータ異常発生
14 : 35		・原子炉建屋地下 1 階溢水対応要員出動
14 : 38		・高圧炉心スプレイ系トリップ
14 : 40	・敷地境界付近のモニタリングポスト (A) 指示値が $5\mu\text{Sv/h}$ 相当以上 10 分継続 【特定事象発生連絡 (原子炉施設) ②】 ※2 GE01 : 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01 判断 14 : 40 第 4 報 FAX 14 : 49)	・非常用交流高圧母線の 30 分間以上の喪失 【特定事象発生連絡 (原子炉施設) ②】 SE25 : 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 (SE25 判断 14 : 40 第 7 報 FAX 14 : 42)
14 : 41		【応急措置の概要 (原子炉施設) ①】 (第 8 報 FAX 14 : 46)
14 : 43		・高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機から常用高圧母線 2E 経由での非常用高圧母線 2D 給電作業開始
14 : 50		・原子炉隔離時冷却系手動起動後、即トリップ
14 : 55	・放射線管理班要員による L1 輸送容器周辺の放射線測定結果 1mSv/h	
15 : 00		・常設高圧代替注水系遠隔起動失敗 【特定事象発生連絡 (原子炉施設) ③】 SE22 : 原子炉注水機能の喪失のおそれ GE22 : 原子炉注水機能の喪失 GE21 : 原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能

時 刻	事 象	
	【東海発電所】	【東海第二発電所】
		(SE22 判断 15 : 03、GE22 判断 15 : 03、GE21 判断 15 : 03 第 10 報 FAX 15 : 16)
15 : 01	【応急措置の概要（原子炉施設）①】※ ³ (第 5 報 FAX 15 : 03)	
15 : 04		【応急措置の概要（原子炉施設）②】 (第 9 報 FAX 15 : 07)
15 : 05	・管理区域外において放射線量 50 μ Sv/h 以上検出 10 分間継続 【特定事象発生連絡（原子炉施設）③】※ ² SE04 : 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04 判断 15 : 05 第 6 報 FAX 15 : 10)	
15 : 08		・溢水対応要員による可搬型資機材設置開始
15 : 10		・非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 【特定事象発生連絡（原子炉施設）④】 GE25 : 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 (GE25 判断 15 : 10 第 11 報 FAX 15 : 19)
15 : 20	・放射線管理班要員による L1 輸送容器近傍の放射線測定結果 5mSv/h 【特定事象発生連絡（原子炉施設）③】※ ² GE04 : 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE04 判断 15 : 21 第 7 報 FAX 15 : 29)	保健安全班より搬送中の負傷者が様態急変
15 : 21		・保修班要員による可搬型計測器設置完了、S/P 水位 (SA) 代替測定開始
15 : 23		【応急措置の概要（原子炉施設）③】 (第 12 報 FAX 15 : 26)
15 : 25		・心肺蘇生により負傷者回復
15 : 26	【応急措置の概要（原子炉施設）②】※ ³ (第 8 報 FAX 15 : 33)	
15 : 29		・溢水現場の排水作業開始
15 : 30		・常設高圧代替注水系現場起動
15 : 42		<マルファンクション> ・自衛消防隊の水槽付消防ポンプ自動車による送水失敗 (水槽付消防ポンプ自動車機関故障) 【応急措置の概要（原子炉施設）④】 (第 13 報 FAX 15 : 45)
15 : 44		・公設消防タンク車へのホース繋ぎ込み完了
15 : 45		・発電所構外において負傷者を救急隊に引き渡し完了
15 : 46		・公設消防タンク車による送水開始
15 : 49	【応急措置の概要（原子炉施設）③】※ ³ (第 9 報 FAX 15 : 53)	・高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機室現場放水開始、消火活動開始
15 : 57		火災鎮圧
15 : 59		火災鎮火
16 : 02	訓練終了	

※1 警戒事態該当事象発生連絡

: —

※2 特定事象発生通報（原子炉施設）

: 第 3、4、6、7 報

※3 警戒事態該当事象発生後の経過連絡及び応急措置の概要（原子炉施設）: 第 1、2、5、8、9 報

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

自然災害（地震）を起因事象とした原子力災害を想定し、非常事態を宣言するとともに、原子力防災要員を非常招集し、原子力災害対策活動を実施した。

訓練の進行については、訓練コントローラからの条件（状況）付与により訓練を実施した。

なお、以下の項目について、「シナリオ非提示」にて実施した。

- （１）本部運営訓練（発電所）
- （２）通報連絡訓練（発電所）
- （３）緊急時環境モニタリング訓練（発電所）
- （４）発電所退避者誘導訓練（発電所）
- （５）その他必要と認められる訓練
 - ①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部）
 - ②本部運営訓練（本店）
 - ③E R C対応訓練（本店）
 - ④広報対応訓練（本店）
 - ⑤現地支援本部運営訓練（現地支援本部）

7. 訓練結果の概要及び評価

(1) 本部運営訓練

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所本部長は、要員参集を指示し、事象発生から 10 分以内に本部設置宣言ができる。	1) 発電所本部長は、地震（東海村震度 6 弱）の発生に伴い、発電所本部要員に対し、所内放送装置を用いて緊急時対策室への招集を指示し、発電所本部要員が参集した後、発電所本部の設置宣言をした。 なお、事象発生（13:30）から発電所本部設置宣言までに要した時間は 9 分であった。	1) 発電所本部長は、「発電所対策本部等運営手引書」に従い、緊急時対策室への要員参集を指示、発電所本部要員は遅滞なく参集し、事象発生から 10 分以内に本部設置宣言ができたことから速やかに本部体制を確立する対応が定着していると評価する。
2) 発電所本部は、警戒事象該当及び特定事象該当の条件成立から 10 分以内に EAL を判断できる。また、短時間で複数の EAL が発生する場面において正確な判断を行うことができる。 【検証項目 1. (2) ①】	2) 発電所本部は、運転班、放射線管理班からの進言により、事故・プラント状況から EAL 該当事象の確認及び EAL 該当判断を速やかに実施した。 また、判断した EAL の総数は 4 件であり、判断に要した時間は最大で 3 分（SE01）であった。 なお、東海発電所及び東海第二発電所でレベルの違う EAL が同時に発生した場面において、東海第二発電所運転班は緊急情報として東海第二発電所 EAL（SE25）の説明を実施した。その後、同じ緊急情報である東海発電所の EAL（GE01）を発電所放射線管理班から説明したため、初発 GE 判断が後回しとなり、初発 GE 判断が遅れる可能性があった。	2) 発電所本部は、短時間で複数の EAL が発生する場面においても EAL 該当条件の成立から 10 分以内に正確な判断ができた。 しかしながら、EAL が東海発電所（GE01）及び東海第二発電所（SE25）で同時に発生した場面において、GE 判断が後回しとなり、初発 GE 判断が遅れる可能性があった。 このため、緊急情報が同時期に複数発生した場合でも重要度を踏まえた速やかな判断を行う必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ①緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用の明確化】
3) 発電所本部は、事故・プラントの状況及び戦略の進捗状況を把握できる。	3) 発電所本部は、各機能班からの報告、情報共有ツール（COP※、チャット、東海第二模擬 SPDS 等）を活用し、事故・プラントの状況及び戦略の進捗状況の把握を実施した。	3) 発電所本部は、事故・プラント状況等事故収束のために必要な情報を把握できたことから、本部内において情報共有ツールの活用が定着していると評価する。 なお、発電所保修班・庶務班・保健安全班の発話において、事前に報告件数を明示し、聞き手側の理解促進を後続の発話タイミングが掴みやすくなるよう発話したことを良好事例として抽出した。 【9. (2) ①本部内における円滑な情報共有のための発話ルールの改善（良好事例からの抽出事項）】

※：COPとは、共通状況図（Common Operational Picture）のことをいう。以降、本資料において同じ。

(1) 本部運営訓練 (つづき)

達成基準	結 果	評 価
4) 発電所本部は、事故・プラントの状況から、進展予測及び事故収束対応戦略の立案・決定ができる。 5) 発電所本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEAL判断情報を本店本部へ提供できる。 6) 発電所本部は、ブリーフィングを行うにあたり、事前に開始予告を周知し、簡潔な報告を行うことができる。 【検証項目 1. (2)③e】 7) 発電所本部は、進展予測、収束対応戦略、戦略の進捗状況等のERCプラント班の求める情報を、本店本部に情報発信できる。 【検証項目 1. (2)③f】	4) 発電所本部は、事故・プラント状況から、戦略シートを用いた事故進展予測及び事故収束対応戦略を立案し、本部内で確認したうえで戦略を決定した。 5) 発電所本部は、本部内で共有した事故・プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びEAL判断状況をTV会議システム及びチャットシステムを活用して本店本部へ提供した。なお、戦略立案やEAL判断等の重要情報については、本店本部へ呼びかけを実施した上で提供した。 6) 発電所本部長は、事前に開始予告を周知した上でブリーフィングを2回開催した。ブリーフィングの途中で緊急情報の発話など複数回の中断が発生した際、ブリーフィングの中断・継続の指示等の発話統制がとれなかったため、効果的なブリーフィングができなかった。 7) 発電所本部は、事故進展予測、対応戦略、戦略の進捗状況等のERCプラント班が求める情報を重要情報として発電所本部内に共有するとともに、本店本部へ呼びかけを行い、発電所の情報共有を傾聴するよう促した。	4) 発電所本部は、事故・プラントの状況に応じて最適な戦略の立案・決定ができたことから戦略立案・決定にかかる対応が定着していると評価する。 5) 発電所本部は、事故・プラントの状況等、事故収束のために必要な情報を本店本部へ提供できたことから、発電所本部と本店本部で情報共有する対応が定着していると評価する。 6) ブリーフィングの途中で緊急情報など複数回の中断が発生した場面において、ブリーフィングの中断・継続等の発話統制がとれなかったため、効果的なブリーフィングが実施できなかった。 このため、ブリーフィングは簡潔な報告による状況整理を行い、発電所本部内全体で共有認識がもてるよう、効果的に実施する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1)②ブリーフィング中断時における運用の明確化】 7) 発電所本部は、ERCプラント班の求める情報を確実に本店本部へ提供できたことから、昨年度の改善策（ERCプラント班の求める情報（ニーズ）の把握）が有効に機能していると評価する。

(1) 本部運営訓練（発電所）つづき

達成基準	結 果	評 価
8) 発電所本部は、機構対策本部との連絡体制確立後、原科研の事故状況を本部内に共有できる。 【検証項目 1. (2) ②a】	8) 発電所本部連絡担当者は、整備された連絡体制に基づき、原科研とのホットラインを通じて、原科研の事故状況（EAL 発出状況、放射性物質放出状況）を入手し、適宜発電所本部内に共有した。 なお、発電所本部連絡担当者は、原科研にて排気筒モニタ指示値上昇によりSE/G Eが発出したことのみを発電所本部内に報告し、EAL 番号は報告しなかったため、発電所本部は、SE/G E O 2 発出をSE/G E O 1 発出と誤認した。	8) 発電所本部連絡担当者は、確立したホットラインを通じて、原科研の事故状況を本部内に共有できた。 しかしながら、発電所本部連絡担当者は、原科研にて排気筒モニタ指示値上昇によりSE/G Eが発出したことを発電所本部内に報告した場面において、EAL 番号を報告しなかったため、発電所本部がSE/G E O 2 発出をSE/G E O 1 発出と誤認した。 このため、隣接事業所の発災事象が事故収束活動に影響を与える可能性があるため、正確な状況を把握する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ③隣接事業所同時発災時にホットラインで収集すべき必要情報の明確化】
9) 発電所庶務班は、整備した連絡体制に基づき、通報文を東海ノア、機構対策本部、原科研に発信するとともに、機構対策本部からの問い合わせに対して回答できる。 【検証項目 1. (2) ③b】	9) 発電所庶務班は、連絡体制に基づき、東海ノアを通じて、発電所の発災情報（通報文）を東海ノア協定加盟事業所に向けて発信した。 発電所本部連絡担当者は、東海ノアから原電の発災情報を得た機構対策本部からの要請によってホットラインを確立し、原電（発電所本部）－機構対策本部での直接情報連携を実施した。	9) 発電所庶務班及び発電所本部連絡担当者は、今回整備した連絡体制に基づき、東海ノアを介した東海・大洗地域における情報共有と、機構対策本部とのホットライン確立による発災箇所間の直接情報連携の両方が確実に機能したことを確認できたことから、昨年度の改善策（原子力災害発生時における隣接事業所間の連絡体制の整備）が有効に機能していると評価する。
10) 発電所本部は、原科研のEAL情報（SE O 2/G E O 2）を入手した際に、発電所のモニタリングポスト指示値を確認することで、原科研で発生した事象が発電所事故収束活動に与える影響の有無を確認できる。 【検証項目 1. (2) ②b】	10) 発電所本部長は、原科研の発災情報入手時に風向及びモニタリングポスト指示値の確認を発電所放射線管理班に指示した。指示を受けた放射線管理班は、発電所事故収束活動に与える影響が限定的であるが、風向の変化による影響を考慮し、東海発電所SE O 1 発出時に指示した屋外活動での放射線防護装備の着用を継続させた。	10) 発電所本部は、原科研で発生した事象に対し、モニタリングポストの指示値及び風向の確認により事故収束活動への影響確認ができていた。誤ったEALの発電所本部内周知にも関わらず対応ができていたことから、被ばく低減を考慮した対応が定着していると評価する。

(1) 本部運営訓練（発電所）つづき

達成基準	結 果	評 価
11) 発電所本部で主要な本部員の体調不良等により本部体制の変更があった場合において、本部員の補填、再選任等の対応を行い、事故収束活動を継続できる。	11) 発電所本部長は、東 1 統括の体調不良による離脱に伴い、東 1 統括に付与した権限を本部長に戻し、本部長が東 1 統括を兼務し、以降の対応を実施した。東海第二発電所と同時発災している状況であったが、本部長は全体を俯瞰し滞りなく事故収束活動を継続した。	11) 発電所本部は、主要な本部員の離脱に対し、円滑に本部体制の変更を行い、事故収束活動を継続できたことから、本部体制の変更に係る対応が定着していると評価する。

(2) 通報連絡訓練（発電所）

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所情報班は、通報文に誤記、記載漏れがなく通報文の作成ができる。なお、誤記があった場合は、訂正報の作成が確実に行われている。 2) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生連絡」及び「特定事象発生通報（原子炉施設）」を事象発生から 15 分以内に実施できる。また、通報に伴う着信確認ができる。 3) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」を、30 分（基準）の間隔で作成できる。また、発電所庶務班は報告に伴う着信確認ができる。 4) 発電所情報班は、短時間で複数の通報が発生する状況において正確な文書を作成し、通報を行うことができる。 【検証項目 1. (2) ①】	1) 発電所情報班は、班内で通報文のダブルチェックを行い、誤記、記載漏れがないことを確認し通報文を発信した。発信後、通報文着信確認者による通報文の最終確認を実施し、全報において誤記・記載の漏れが無いことを確認した。 2) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生連絡」及び「特定事象発生通報（原子炉施設）」を作成し、FAX による通報を実施した結果、EAL 判断から通報までに要した時間は最大で 9 分（東海 第 4 報）であった。また、FAX 通報後に送信先に対し電話による着信確認を実施した。 3) 発電所情報班は、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」を作成し、FAX による通報を実施した結果、「警戒事態該当事象発生後の経過連絡」及び「応急措置の概要（原子炉施設）」の通報間隔は最大で 30 分（東海 第 5 報及び第 8 報）であった。また、FAX 通報後に送信先に対し電話による着信確認を実施した。 4) 発電所情報班は、以下の短時間で発生した複数の通報において、誤記・記載漏れなく通報文を作成し、通報を実施した。 15：00～15：10 の間に東海発電所及び東海第二発電所で発生した合計 5 つの EAL 判断により 3 回の通報を実施した。	1) 2) 3) 4) 発電所情報班は、「発電所対策本部等職務手引書（情報班）」に基づき、効率的に通報文の作成ができる体制と、過去の訓練における改善からチェック体制を確立した。また、訓練時における失敗例を教育材料として反復教育・反復訓練を実施することで情報処理能力の向上を図り、短時間に複数の EAL が発生した状況、複数種類の通報文を短時間で作成する状況において、正確な通報文を作成し、通報連絡が実施できたことから、通報連絡の対応が定着していると評価する。

(3) 緊急時環境モニタリング訓練 (発電所)

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所放射線管理班は、非常時対応手順書に従い、空間放射線量率及び空气中放射性物質濃度の測定ができる。 2) 発電所放射線管理班は、モニタリングデータを発電所本部に情報提供できる。 3) 転倒・破損したL1輸送容器周辺の緊急モニタリングは周辺部の状況から、通常の測定が困難であるため、手順書に記載のない方法により臨機な対応ができる。	1) 2) 発電所放射線管理班は、緊急時モニタリングとして、モニタリングカーによる発電所敷地内及び敷地境界付近の空間放射線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、モニタリングデータを発電所本部に提供した。 また、所内全交流電源喪失を受け、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置の設置を実施した。 3) 発電所放射線管理班は、L1輸送容器損傷部の緊急モニタリングに際し、作業被ばくの低減を考慮し、手順書に定められていない設備（テレテクタ：検出器の延長設備）を使用して測定を実施した。	1) 2) 発電所放射線管理班は、「非常時対応手順書」に従い、緊急時環境モニタリング活動及び発電所本部への報告が支障なく実施できたことから緊急時におけるモニタリング対応が定着していると評価する。 3) 発電所放射線管理班は、通常の測定が困難な状況において手順書に定められていない設備を活用して臨機な対応ができたことから、被ばく低減を考慮した対応能力を有していると評価する。

(4) 発電所退避者誘導訓練 (発電所)

達成基準	結 果	評 価
1) 発電所庶務班は、「東海発電所 災害対策要領」に従い、退避者誘導ができる。 2) 発電所庶務班は、退避者数及び退避状況を本部内で情報共有できる。 3) 退避誘導員は、協力会社による退避者情報を取り纏め、発電所本部へ報告することができる。 4) 退避誘導員は、協力会社各社の責任者と連携を取ると共に移動を指揮し退避者を指定される退避場所へ誘導することができる。 5) 発電所本部は、発災状況により退避場所を指定、または途中変更を指示することができる。	1) 発電所庶務班は、特定事象の発生を受け、発電所内緊急事態応急活動に従事しない者（所員及び協力会社従業員）に対して、所内放送装置を用いて発電所構内退避時集合場所への一時避難の指示をするとともに、退避者誘導を実施した。 2) 発電所庶務班は、退避誘導員と連絡を取り合い退避者数及び退避状況を適宜本部内で共有した。 3) 退避誘導員は、協力会社より報告を受けた退避者情報を取り纏め、発電所本部へ報告した。 4) 退避誘導員は、発電所本部から得た情報を基に避難場所の変更（構外グラウンドから発電所北地区へ変更）・一時待機（原科研で発生した排気筒モニタの指示値上昇事象により、原子力館への屋内退避）等について、協力会社各社の責任者と連携した退避誘導を実施した。 5) 発電所本部は、環境放射線の状況を考慮し、退避場所の変更及び屋内退避を退避誘導員に指示した。	1) 2) 3) 4) 5) 発電所庶務班は、「東海発電所 災害対策要領」に従い、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者への退避誘導活動を実施するとともに、発電所本部に退避者数・退避状況の共有ができた。また、退避誘導員は発電所本部の指示に従い、退避場所の変更及び屋内退避（一時待機）の指示及び退避場所の変更を行うことができたことから、環境放射線の状況を考慮した退避者誘導対応が定着していると評価する。

(5) その他必要と認められる訓練

①オフサイトセンター訓練（発電所、現地支援本部）

達成基準	結 果	評 価
1) オフサイトセンター派遣要員は移動中においても発電所本部と連携し情報を収集・整理することができる。 2) 事業者ブース要員は、情報共有ツール（COP、チャット等）により発電所情報を収集し、オフサイトセンター内（プラントチーム）へ提供できる。 3) 事業者ブース要員は、各会議体で共有される住民避難情報を遅滞なく発電所本部及び現地支援本部と共有できる。 4) プラントチーム要員は、発電所情報を取り纏め、各会議体において発電所の状況、進展予測について情報共有を行うことができる。	1) オフサイトセンター派遣要員は、移動中においても情報共有ツール（COP、チャット等）及び発電所本部要員との電話連絡により、発電所情報の収集・整理を実施した。 2) 事業者ブース要員は、情報共有ツール（COP、チャット等）及び発電所本部要員との電話連絡により、発電所情報を収集・整理し、プラントチームへ発電所情報を提供した。また、プラントチームからの問い合わせに対して、速やかに回答できないものについては、発電所に確認した上で遅滞なく回答した。 3) 事業者ブース要員は、情報共有ツール（COP、チャット等）及び電話連絡により、各会議体における自治体からの要請事項について速やかに発電所本部及び現地支援本部へ情報を共有した。 4) プラントチーム要員は、事業者ブース要員から提供された発電所情報を取り纏め、各会議体において発電所の状況、進展予測について情報を共有した。	1) 2) 3) 4) オフサイトセンター派遣要員は、移動中及びオフサイトセンター内での活動において収集したプラント情報を事業者ブース・プラントチームで共有し、自治体からの要請事項の情報を遅滞なく、各拠点（発電所、本店、現地支援本部）へ共有できたことから、オフサイトセンターにおける情報共有を行う体制が確立していると評価する。

②本部運営訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店本部は、本店本部設置後、ブリーフィングを行い、発電所の事故状況を本店本部内で共有できる。	1) 本店情報班長は、本部設置後、ブリーフィングを行い、発電所事故状況を本店本部内に共有した。	1) 2) 3) 本店本部は、事故・プラント状況の把握、進展予測・戦略の評価ができたことから、発電所の事故収束活動を支援する体制が確立していると評価する。
2) 本店本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EALを把握できる。	2) 本店本部は、社内TV会議システムを通じて、発電所本部の発話及び書画映像から、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況、EAL判断情報を把握した。 なお、本店情報班副班長は、2回目の地震発生時において、地震発生情報を速やかに本店情報班員及びERC対応班へ周知した。その後、ERC対応班は、速やかに地震発生情報をERCプラント班へ提供し、東海第二模擬SPDSにてプラント状況の収集を行い、モニタリングポスト指示値の上昇を確認した。	なお、本店情報班副班長が地震発生情報を速やかにERC対応班へ周知できたことを良好事例として抽出した。この背景には、過去の訓練参加経験より地震発生後はプラント状態が変化する可能性が高く、地震情報の周知が発電所情報の変化に注目させるために効果的であることを認識していたことから、良好事例の展開として以下の更なる改善を図る。 【9. (2) ②発電所情報の変化に対応するための地震発生情報の連携強化（良好事例からの抽出）】
3) 本店本部は、発電所本部が立案する進展予測・事故収束対応戦略の評価ができる。	3) 本店本部は、発電所本部が立案する進展予測・事故収束対応戦略について、現在のプラント状況における対応として適切かを評価した。	
4) 本店本部は、発電所からの支援要請に対する対応検討ができる。	4) 本店庶務班及び本店避難支援班は、発電所からの遮へい材支援の要請に対して、原子力事業者間協力協定に基づき、他事業者へ遮へい材 100 枚の支援要請を依頼した。	4) 本店庶務班及び本店避難支援班は、発電所からの支援要請に対し混乱することなく適切な対応ができたことから、発電所本部が実施する事故収束活動を支援する体制が確立されていると評価する。
5) 本店情報班長は、発電所のブリーフィングを傾聴することを、本店本部内に周知できる。 【検証項目 1. (2) ③e】	5) 本店情報班長は、発電所ブリーフィング、戦略説明、EAL判断の都度、呼出しベルを鳴らし、本店本部内に傾聴することを周知した。本店本部は、発電所情報に着目した。	5) 本店情報班長は、発電所ブリーフィング時等に本店本部内に傾聴を促したことで、効果的な情報共有ができたことから、昨年度の良好事例（効果的なブリーフィングの実施）が適切に展開されていると評価する。

③ERC対応訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店ERC対応班は、プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等について、速やかにERCプラント班と共有できる。	1) 本店ERC対応班は、プラント状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等について、本店情報班及び技術班から伝達された情報を速やかにERCプラント班へ提供した。	1) 本店ERC対応班は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等について、必要な情報に遅れがなく、ERCプラント班へ積極的に情報提供ができたことから、速やかに情報共有を行う体制が確立していると評価する。
2) 本店ERC対応班は、初動対応時、EAL判断時、プラントの状況変化時において、情報共有ツールを用いた積極的な情報発信ができる。	2) 本店ERC対応班は、初動対応、EAL判断等のプラント状況の変化時において、情報共有ツール（備付け資料、戦略シート）を用いて、積極的にERCプラント班へ情報発信した。	2) 本店ERC対応班は、プラント状況の変化時において、情報共有ツールを用いて、積極的にERCプラント班へ情報発信ができたことから、情報共有ツールを活用した情報発信に係る運用が定着していると評価する。
3) 本店ERC対応班は、EAL判断フローを用いて、判断根拠を踏まえたEAL説明ができる。 【検証項目 1. (2) ③a】	3) 本店ERC対応班は、SEO1及びGEO1発出時はEAL判断フローを用いて、判断根拠となるL1輸送容器損傷によるモニタリングポスト（A）指示値上昇を踏まえたEAL判断情報をERCプラント班へ説明した。	3) 本店ERC対応班は、新たに作成したEAL判断フローを用いて、判断根拠を踏まえたEAL説明ができたことから、昨年度の改善策（EAL判断フローの記載の充実化）が有効に機能していると評価する。
4) 本店ERC対応班は、緊急情報を入手した場合、同一地域複数事業所同時発災時におけるERC対応班発話ルールに基づき、機構本部即応センターが発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できる。 【検証項目 1. (2) ③c】	4) 本店ERC対応は、機構本部即応センターが発話中において、初発SE（SEO1）、GE（GEO1）判断情報を入手した際、緊急情報として直ちに割り込んで、ERCプラント班へ提供した。	4) 本店ERC対応班は、機構本部即応センターが発話中であっても、初発SE、GE判断情報を緊急情報として直ちに割り込んで発話できたことから、昨年度の良好事例（同一地域複数事業所同時発災時におけるERC対応班の発話ルールの明確化）が適切に展開されていると評価する。

③ERC対応訓練（本店）つづき

達成基準	結 果	評 価
5) リエゾンは、情報共有ツールを活用してERCプラント班へ積極的に補足説明ができる。 6) リエゾンは、ERCプラント班からの問い合わせに対して、速やかに対応できる。 7) リエゾンは、配付資料の保存先の運用について作成した「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、ERCプラント班との情報共有に必要な資料を配付することができる。 【検証項目 1. (2) ③d】	5) リエゾンは、即応センターから提供された情報に対して、情報共有ツール（チャットシステム及び備付け資料）を活用して、ERCプラント班へ積極的に補足説明した。 6) リエゾンは、ERCプラント班からの問い合わせに対して、遅滞なく回答した。なお、負傷者情報、東海発電所のPAZ範囲については本店本部へ連絡し、内容を確認した上で回答を実施した。 7) リエゾンは、社内ネットワーク上に整理して保存された電子情報を印刷し、遅滞なくERCプラント班へ資料（COP及びモニタリングポストデータ等）を配布した。	5) 6) リエゾンは、情報共有ツールを用いた補足説明及び問い合わせに対する回答ができたことから、リエゾン対応が定着していると評価する。 7) リエゾンは、「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、資料配布できたことから、昨年度の改善策（リエゾン配布資料に関する具体的ルールの明確化）が有効に機能していると評価する。

③ERC対応訓練（本店）つづき

達成基準	結 果	評 価
8) 本店副本部長は、会議開催の招集に対して速やかに参集できる。 9) 本店副本部長は、発生事象の概要、事象進展の予測及び事故収束対応を簡潔に説明できる。	8) 本店副本部長は、10条確認会議及び15条認定会議開催の招集に対して速やかに参集した。 9) 本店副本部長は、発生事象の概要、事象進展の予測及び事故収束対応を簡潔に説明した。 【10条確認会議実績】 ・EAL判断時間 : 14時33分 ・会議開始時間 : 14時37分 ・会議終了時間 : 14時39分 【15条認定会議実績】 ・EAL判断時間 : 14時40分 ・会議開始時間 : 14時43分 ・会議終了時間 : 14時46分	8) 9) 本店副本部長は、10条確認会議及び15条認定会議を支障なく対応できたことから、組織の代表としての対応が定着していると評価する。

④広報対応訓練（本店）

達成基準	結 果	評 価
1) 本店プレスセンターは、本店プレスセンターと現地プレスセンターの合同模擬記者会見の開催により、一元的な情報提供ができる。	1) 本店プレスセンターは、本店プレスセンターと現地プレスセンターをWeb会議システムで接続した合同模擬記者会見の開催により、一元的な情報提供を実施した。 なお、記者会見者の説明は、専門用語や略語を多く使用し、人災・火災等の補足情報から先に説明をしたため、発電所の事故状況・今後の対応手段等プラント全体像について分かりづらい説明となっていた。	1) 本店プレスセンターは、模擬記者会見において一元的な情報提供を実施できた。 しかしながら、記者会見者は、専門用語や略語を多く使用し、人災・火災等の補足情報から先に説明をしたため、発電所の事故状況・今後の対応手段等プラント全体について分かりづらい説明となっていた。 このため、記者会見において、マスコミや一般の方が理解しやすい説明を行う必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ④記者会見対応習熟のための記者発表ガイドラインの作成】

④広報対応訓練（本店）つづき

達成基準	結 果	評 価
2) 本店広報班は、発生した事象についてホームページに模擬プレス文を掲載できる。	2) 本店広報班は、発生した事象について模擬ホームページにプレス公表文を掲載した。	2) 本店広報班は、発生事象の概要について、支障なくプレス公表文を模擬ホームページへ掲載できたことから広報対応が定着していると評価する。
3) 広報リエゾンは、当社のプレス対応・公表状況をE R C広報班へ情報提供できる。	3) 広報リエゾンは、当社のプレス対応・公表状況をE R C広報班へ提供した。また、発電所の配置・L 1輸送容器横転事象に関する問い合わせに対して、速やかにE R C広報班へ回答した。	3) 広報リエゾンは、当社のプレス対応・公表状況について、支障なくE R C広報班へ提供できたことから、広報リエゾン対応が定着していると評価する。

⑤現地支援本部運営訓練（現地支援本部）

達成基準	結 果	評 価
1) 現地支援本部は、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びE A Lを把握できる。	1) 現地支援本部は、情報共有ツール（TV会議、チャットシステム等）の活用により、事故・プラントの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況及びE A Lを把握した。	1) 現地支援本部は、情報共有ツール（TV会議、チャットシステム等）により、事故・プラントの状況等を把握できたことから、情報共有ツールが機能していると評価する。
2) 現地支援本部は、収集した住民避難情報等を発電所本部及び本店本部へ共有できる。	2) 現地支援本部情報管理班長は、オフサイトセンターで活動する事業者ブース要員から入手した住民避難情報等を発電所本部及び本店本部へ共有した。	2) 現地支援本部は、収集した住民避難情報等を各拠点（発電所及び本店）へ共有できたことから、情報共有を行う体制が確立していると評価する。
3) 現地支援本部長は、自治体リエゾンの選出及び派遣指示ができる。	3) 現地支援本部長は、自治体が設置する災害対策本部（当社内に模擬本部を設置）へのリエゾンを選出し、自治体への派遣を指示した。	3) 現地支援本部長は、支障なく自治体リエゾンの選出及び派遣指示対応ができたことから、自治体へのリエゾン派遣を行う体制が確立していると評価する。
4) 現地支援本部情報班は、発電所情報を自治体リエゾンへ提供できる。	4) 現地支援本部情報管理班長は、情報共有ツール（通報文、C O P等）を活用して、発電所情報を説明するために必要な資料を選択し、関係自治体へ派遣する自治体リエゾンに発電所情報を提供した。	4) 現地支援本部情報管理班長は、発電所情報を説明するために必要な情報を自治体リエゾンへ提供できたことから、自治体リエゾンへの発電所情報を提供する仕組みが機能していると評価する。

⑤現地支援本部運営訓練（現地支援本部）つづき

達成基準	結 果	評 価
5) 自治体リエゾンは、通報文、COP等のツールを活用して、自治体担当者に発電所情報を提供できる。	5) 自治体リエゾンは、現地支援本部情報管理班から提供された情報共有ツール（通報文、COP等）を活用して、自治体担当者（当社社員にて模擬）に事故・プランの状況、進展予測、事故収束対応戦略、戦略の進捗状況等を提供した。	5) 6) 自治体リエゾンは、自治体担当者への発電所情報の提供及び自治体担当者からの問い合わせ対応が支障なくできたことから、自治体リエゾン対応能力を有していると評価する。
6) 自治体リエゾンは、自治体担当者からの問い合わせに対して、速やかに対応できる。	6) 自治体リエゾンは、自治体担当者（当社社員にて模擬）からの事故事象の収束予測に関する問い合わせに対して、情報共有ツール（通報文、COP等）の情報をもとにその場で速やかに回答した。	
7) 現地支援本部福祉車両班長は、支援要員の選出及び派遣指示ができる。	7) 現地支援本部福祉車両班長は、オフサイトセンターでのPAZ圏内要配慮者1名への避難先への避難支援要請を受け、現地支援本部福祉車両班員から要配慮者の避難支援要員を選出し、派遣を指示した。	7) 現地支援本部福祉車両班長は、支障なく避難支援要員の選出及び派遣指示ができたことから、要配慮者の避難支援を行う体制が確立されていると評価する。
8) 避難支援要員は、要配慮者の体調に配慮した福祉車両での搬送ができる。	8) 9) 避難支援要員は、シートベルトの装着など要配慮者（妊婦：模擬）の体調に配慮しながら福祉車両での搬送を実施するとともに、要配慮者の搬送開始から搬送完了までの間、適宜、搬送状況を現地支援本部福祉車両班へ連絡した。	8) 9) 避難支援要員は、要配慮者（妊婦：模擬）の体調に配慮した搬送を行い、適宜、搬送状況を現地支援本部へ連絡できたことから、福祉車両による搬送対応が定着していると評価する。
9) 避難支援要員は、支援本部への要配慮者の搬送完了連絡ができる。		

8. 訓練の評価

(1) 総合的な評価

「7. 訓練結果の概要及び評価」及び「8. (2) 訓練目標に対する評価」より、今回想定した原子力災害に対しても、発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が役割分担を認識し、原子力防災組織として有効に機能することを確認した。

また、昨年度に実施した東海・東海第二発電所及び敦賀発電所防災訓練で抽出した改善策の効果が確認できたことから、組織全体としての事故対応能力が向上していると評価する。

(2) 訓練目標に対する評価

今年度訓練における目的「発電所本部、本店本部及び原子力事業所災害対策支援拠点等の各拠点が各々の役割を認識し連携することで、原子力防災組織が有効に機能することの確認」に対し、以下のとおり訓練目標を設定し、各訓練目標について検証項目を定め評価を行った。

【訓練目標① 正確な情報発信ができること。】

検証項目	評 価
発電所本部は、短時間で複数のEALが発生する場面において正確な判断を行うことができる。 また、発電所情報班は、短時間で複数の通報が発生する状況において正確な文書を作成し、通報を行うことができる。 ＜7. (1) 本部運営訓練（発電所）2＞ ＜7. (2) 通報連絡訓練（発電所）4＞	①発電所本部は、短時間で複数のEALが発生する場面においてもEAL該当条件の成立から10分以内に正確な判断ができた。 しかしながら、EALが東海発電所（GE01）及び東海第二発電所（SE25）で同時に発生した場面において、GE判断が後回しとなり、初発GE判断が遅れる可能性があった。 このため、緊急情報が同時期に複数発生した場合でも重要度を踏まえた速やかな判断を行う必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ①緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用の明確化】 ②発電所情報班は、「発電所対策本部等職務手引書（情報班）」に基づき、効率的に通報文の作成ができる体制と、過去の訓練における改善からチェック体制を確立した。また、訓練時における失敗例を教育材料として反復教育・反復訓練を実施することで情報処理能力の向上を図り、短時間で複数のEALが発生した状況、複数種類の通報文を短時間で作成する状況において、正確な通報文を作成し、通報連絡が実施できたことから、通報連絡の対応が定着していると評価する。

【訓練目標② 隣接事業所同時発災を踏まえた情報連携及び事故収束活動ができること。】

検証項目	評 価
①発電所本部は、機構対策本部との連絡体制確立後、原科研の事故状況を本部内に共有できる。 <7. (1)本部運営訓練（発電所）8)> ②発電所本部は、原科研のEAL情報（SE／GE02）を入手した際に、発電所のモニタリングポスト指示値を確認することで、原科研で発生した事象が発電所事故収束活動に与える影響の有無を確認できる。 <7. (1)本部運営訓練（発電所）10)>	①発電所本部連絡担当者は、確立したホットラインを通じて、原科研の事故状況を本部内に共有できた。 しかしながら、発電所本部連絡担当者は、原科研にて排気筒モニタ指示値上昇によりSE／GEが発出したことを発電所本部内に報告した場面において、EAL番号を報告しなかったため、発電所本部がSE／GE02発出をSE／GE01発出と誤認した。 このため、隣接事業所の発災事象が事故収束活動に影響を与える可能性があるため、正確な状況を把握する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1)③隣接事業所同時発災時にホットラインで収集すべき必要情報の明確化】 ②発電所本部は、原科研で発生した事象に対し、モニタリングポストの指示値及び風向の確認により事故収束活動への影響確認ができていた。誤ったEALの発電所本部内周知にも関わらず対応ができていたことから、被ばく低減を考慮した対応が定着していると評価する。

(3) 昨年度訓練から改善を図った事項の有効性確認

以下の項目について、本訓練にて検証を行った。

①昨年度東海発電所・東海第二発電所防災訓練で抽出された課題・良好事例に対する改善状況

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
a. EAL判断フローの記載の充実化 ・判断根拠を踏まえたEAL判断説明を実施できるようにするため、EAL判断フローの記載を充実する必要がある。	＜原因＞ ERC対応班スピーカは、判断根拠を踏まえたEAL判断説明をする必要性を理解していたものの、初めてのスピーカ対応ということもあり、初発GEについては、速やかに報告することへの意識が強く働き、判断根拠を踏まえた説明が不足した。 ＜対策＞ EAL判断説明時において、経験の有無に係わらず、判断根拠を抜けなく説明できるようにするため、EAL判断フローに関連機器の記載欄を追加した。	【検証計画】 本店ERC対応班スピーカは、EAL判断フローを用いて、判断根拠を踏まえたEAL説明ができる。 【結果】 本店ERC対応班は、新たに作成したEAL判断フローを用いて、判断根拠を踏まえたEAL説明ができたことから、昨年度の改善策（EAL判断フローの記載の充実化）が有効に機能していると評価する。 ＜7. (5)③ERC対応訓練（本店）3＞
b. 原子力災害発生時における隣接事業所間の連絡体制の整備 ・他事業所の事故の影響を踏まえ、実効性の高い事故収束活動を行うために、原子力災害発生時における隣接事業所間の連絡体制を整備しておく必要がある。	＜原因＞ 隣接事業所同時発災を想定した訓練は、今回が初めての取り組みであったため、事業所間でたがいに発災情報を共有する体制整備の必要性が顕著化した。 ＜対策＞ 東海地域の原子力事業者間において、原子力災害発生時に相互の発災情報を共有できるよう、連絡体制（通報文の発信・連絡窓口の設置）を整備した。	【検証計画】 発電所庶務班は、整備した連絡体制に基づき、通報文を東海ノア、機構対策本部、原科研に発信すると共に、機構対策本部からの問い合わせに対して回答できる。また、原科研の事故情報を入手し、発電所本部内に共有できる。 【結果】 発電所庶務班及び発電所本部連絡担当者は、今回整備した連絡体制に基づき、東海ノアを介した東海・大洗地域における情報共有と、機構対策本部とのホットライン確立による発災箇所間の直接情報連携の両方が確実に機能したことを確認できたことから、昨年度の改善策（原子力災害発生時における隣接事業所間の連絡体制の整備）が有効に機能していると評価する。 ＜7. (1)本部運営訓練（発電所）9＞

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
c. 同一地域複数事業所同時発災時におけるE R C対応班の発話ルールの明確化 ・ 緊急の割り込みが適切に行われていた。 (例：14時12分頃、機構本部即応センターが発話中のところ、S E判断の割り込みを実施)	<背景> 今回、同一地域複数事業所同時発災を想定した訓練は、初めての取り組みであったことから、E R C対応班に対して、発話ルールの勉強会を実施した。 <展開内容> ・ 隣接事業所同時発災時における、E R C対応班の発話ルールを整備し、本店本部ルール集に追加した。 ・ E R Cプラント班への発話ルール、発話対応について、共通認識を図るため、機構本部との情報共有を継続的に実施している。 ・ P P事案発生時におけるE R C対応班スピーカの発話能力向上を図るため、P P部門にも本良好事例を展開した。	【検証計画】 本店E R C対応班は、緊急情報入手した場合、機構本部即応センターが発話中であっても緊急情報として直ちに割り込んで発話できる。 【結 果】 本店E R C対応班は、機構本部即応センターが発話中であっても、東海発電所初発S E、G E判断情報を緊急情報として直ちに割り込んで発話できたことから、昨年度の良好事例（同一地域複数事業所同時発災時におけるE R C対応班の発話ルールの明確化）が適切に展開されていると評価する。 <7. (5)③E R C対応訓練（本店）4>

②昨年度敦賀発電所防災訓練で抽出された課題・良好事例に対する改善状況

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
a. リエゾン配布資料に関する具体的ルールの明確化 ・ リエゾンからE R Cプラント班へ配布する資料に関する具体的ルールを作成し、明確化する必要がある。	<原因> リエゾンからの質問回答資料とスピーカが説明に用いた資料を、同一の保存先に保存しており、E R Cプラント班へ配付すべき資料とそうでない資料の区別がつかない状況だった。 <対策> リエゾンが配付すべき資料が一目でわかるよう、保存先を整理し、その具体的な運用を「本店本部ルール集」に反映する。また、教育及び訓練を実施し、定着を図っていく。	【検証計画】 リエゾンは、配布資料の保存先の運用について作成した「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、E R Cプラント班との情報共有に必要な資料を配付することができる。 【結 果】 リエゾンは、「本店本部ルール集」に基づき、配付すべき資料を迷うことなく判断し、資料配布できたことから、昨年度の改善策（リエゾン配布資料に関する具体的ルールの明確化）が有効に機能していると評価する。 <7. (5)③E R C対応訓練（本店）7>

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
b. 効果的なブリーフィングの実施 ・発電所本部において、簡潔明瞭なブリーフィングを実施したことで、発電所本部要員やＴＶ会議で情報収集している本店本部要員等が速やかに共通認識を持つことができ、事故収束のための効果的な情報共有に寄与した。	＜背景＞ ブリーフィング開始前に、本部長より「〇分後にブリーフィングを開始するため、各機能班は情報を整理すること」を指示し、各機能班が収集している情報の整理を行う時間を設けていた。 ＜展開内容＞ ・今回のブリーフィングの実施方法について社内マニュアルに定めて、本部運営訓練で定着を図る。 ・本店、東海へ本良好事例を共有し、ブリーフィング時の運用への展開を行う。	【検証計画】 ①発電所本部は、ブリーフィングを行うにあたり、事前に開始予告を周知し、簡潔な報告を行うことができる。 ②本店情報班長は、発電所のブリーフィングを傾聴することを、本店本部内に周知できる。 【結 果】 ①ブリーフィングの途中で緊急情報など複数回の中断が発生した場面において、ブリーフィングの中断・継続等の発話統制がとれなかったため、効果的なブリーフィングが実施できなかった。 このため、ブリーフィングは簡潔な報告による状況整理を行い、発電所本部内全体で共有認識がもてるよう、効果的に実施する必要があるとの課題を抽出し、以下の改善を図る。 【9. (1) ②ブリーフィング中断時における運用の明確化】 ＜7. (1) 本部運営訓練（発電所）6＞ ②本店情報班長は、発電所ブリーフィング時等に本店本部内に傾聴を促したことで、効果的な情報共有ができたことから、昨年度の良好事例（効果的なブリーフィングの実施）が適切に展開されていると評価する。 ＜7. (5) ②本部運営訓練（本店）5＞

前回訓練の課題	改善策	有効性確認結果
c. E R C プラント班の求める情報（ニーズ）の把握 ・本店 E R C 対応班スピーカは、初発 G E となつた G E 2 5（全交流電源の 1 時間以上喪失）について、G E 2 5 該当判断前に E R C 側にリマインドし、影響説明を実施したことで、E R C プラント班の求める情報（ニーズ）を提供でき、円滑な情報共有に寄与した。	<背景> 本店 E R C 対応班スピーカは、E R C プラント班の業務に係る説明会に参加したことにより、E R C プラント班の求める情報を把握していた。 <展開内容> 本店 E R C 対応班員だけでなく、発電所を含めた様々な要員が、E R C プラント班の業務に係る説明会への参加を検討し、E R C プラント班の求める情報（ニーズ）を理解する。	【検証計画】 発電所本部は、進展予測、収束対応戦略、戦略の進捗状況等の E R C プラント班の求める情報を本店本部に情報発信できる。 【結果】 発電所本部は、E R C プラント班の求める情報を確実に本店本部へ提供できたことから、昨年度の良好事例（E R C プラント班の求める情報（ニーズ）の把握）が適切に展開されていると評価する。 <7. (1) 本部運営訓練（発電所）7>

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

集約した気付き事項や良好事例等より、以下の改善に取り組む事項及び更なる改善に取り組む事項を抽出した。

（1）改善に取り組む事項

①緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用の明確化【発電所】

課題	原因	改善内容
緊急情報が同時期に複数発生した場合でも重要度を踏まえた速やかな判断を行う必要がある。 <7. (1) 本部運営訓練（発電所）2>	・発電所運転班により東海第二発電所 S E 2 5 該当による説明を実施中、発電所放射線管理班は緊急情報として同時刻に該当条件が成立した東海発電所 G E O 1 の E A L 該当発話（G E とは発話せず）を要請したが、発電所本部長は東海第二発電所側を優先し、発話を待つよう指示した。 14 : 40 に東海発電所 S E 2 5 該当判断後、発電所放射線管理班から東海発電所の G E O 1 が 14 : 40 に該当することを説明し、同時刻に東海発電所 G E O 1 を判断した。 ・緊急情報として発話すべき情報の種類はマニュアルに定めているが、緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用が定められていなかった。	緊急情報発話中に新たな緊急情報が発生した場合の発話運用（発話の方法・内容）をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。

②ブリーフィング中断時における運用の明確化【発電所】

課題	原因	改善内容
ブリーフィングは、簡潔な報告による状況整理を行い、発電所本部内全体で共通認識がもてるよう、効果的に実施する必要がある。 <7. (1)本部運営訓練（発電所）6>	・初回のブリーフィングは、開始から終了までに40分を要した。途中、緊急情報の差し込みにより、ブリーフィングが5回中断したが、発電所本部長からの中断・継続指示は行われなかった。また、2回目のブリーフィングは、開始から終了までに13分を要した。 ・ブリーフィングの方法として、「プラントの状況が落ち着いた時、または本部長が必要と判断した時に実施する。」ことをマニュアルに定めているが、緊急情報の発話等により、ブリーフィングが中断した場合の中断・継続指示に係る運用が定められていなかった。	効果的なブリーフィングを実施するため、以下のブリーフィングの運用をマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。 ・事象の進展状況に応じたショートブリーフィング※1・通常ブリーフィング※2の実施方法 ・ブリーフィング中に緊急情報（プラント状況の変化や戦略に影響を与える情報等）が入った場合におけるブリーフィングの中断・継続に係る運用 ※1 ショートブリーフィング 注水手段の確保や電源確保等、テーマを絞った情報共有 ※2 通常ブリーフィング 事故対応状況の全容として、各作業班の活動状況を共有

③隣接事業所同時発災時にホットラインで収集すべき必要情報の明確化【発電所】

課題	原因	改善内容
隣接事業所の発災事象が事故収束活動に影響を与える可能性があるため、正確な状況を把握する必要がある。 <7. (1)本部運営訓練（発電所）8>	・発電所本部連絡担当者は、機構対策本部より、原科研にて排気筒モニタ指示値の上昇に伴い、SE/GE該当との連絡を受信（EAL番号の明言はなかったが、確認しなかった）し、発電所本部へ共有を行った。共有を受けた発電所本部は、直前に発生した東海発電所GE01と混同し、原科研にてSE/GE01が発生したと誤認した。 ・発電所本部連絡担当者は、初めての対応であり、ホットラインで収集する情報に対し、確認すべき情報について理解が不足していたため、EAL番号まで確認をしなかった。 ・隣接事業所同時発災時における情報連携は、通報連絡文とホットラインを手段として、EAL、進展予測、環境情報を共有することとしていたが、ホットライン経由で収集する情報に対し、確認すべき内容を定めていなかった。	隣接事業所同時発災時にホットラインを確立した情報連携が必要な場面において、ホットラインで収集すべき必要情報を整理し、正確な状況を把握するための確認手順とチェックシートをマニュアルに定め、教育・訓練により対応の定着を図る。

④記者会見対応習熟のための記者発表ガイドラインの作成【本店】

課題	原因	改善内容
記者会見において、マスコミや一般の方が理解しやすい説明を行う必要がある。 <7. (5) ④広報対応訓練（本店）1>	これまでの訓練では、記者会見者のスキルや経験に依存していた部分があり、記者会見時の説明作法に関する気付き事項が抽出されなかったため、記者会見者向けの手順を整備していなかった。	記者会見者がマスコミや一般の方が理解しやすい説明ができるよう、記者発表ガイドラインを作成する。 作成した記者発表ガイドラインに基づき、記者会見者を対象とした教育・訓練を行い、ガイドラインの有効性を検証するとともに、記者会見対応の習熟を図る。

(2) 更なる改善に取り組む事項

本訓練において、以下の更なる改善に取り組む事項を抽出した。

①本部内における円滑な情報共有のための発話ルール改善（良好事例からの抽出）【発電所】

良好事例	背景	展開内容
発電所保修班・庶務班・保健安全班の発話において、「〇〇班より、〇点報告（進言）する」と事前に報告件数を明示したことにより、聞き手側の理解促進と後続の発話タイミングがつかみやすくなったことで、円滑な情報共有に寄与した。 <7. (1) 本部運営訓練（発電所）3)>	・発電所保修班は、過去の訓練参加経験より、発電所本部内での報告が矢継ぎ早にされるため、発話タイミングが掴みづらいことから、発電所本部内での情報共有がしやすいように工夫した結果、事前に報告件数を明示して発話した。 ・発電所庶務班・保健安全班は、訓練中における発電所保修班の報告方法を確認し、良好事例として自ら取り入れた。 ・発話ルールとして、発話時に挙手すること、復唱すること、発話相手を明確にすること等を定めているが、発話時の報告件数に関する具体的な運用については定めていない。	・発電所本部内の情報共有を円滑に行うため、個人の経験・力量による発話のバラつきがないよう、発話ルールに定めて、発電所保修班・庶務班・保健安全班以外の班にも展開し、教育・訓練により対応の定着を図る。 ・本良好事例については、敦賀及び本店への展開を検討する。

②発電所情報の変化に対応するための地震発生情報の連携強化（良好事例からの抽出）【本店】

良好事例	背景	展開内容
本店情報班副班長は、地震発生情報を周知したことにより、速やかにERC対応班がプラント状態の変化（モニタリングポストの指示値上昇）に気づけたことを良好事例として抽出した。 <7. (5) ②本部運営訓練（本店）2)>	・本店情報班副班長が地震発生情報をERC対応班へ周知することをルールとして定めていなかった。 ・本店情報班副班長対応者は、過去の訓練において、情報班副班長の他、ERC対応班（総括・スピーカ）の対応経験を有しており、地震情報の周知が発電所情報の変化に注目させるために効果的であることを認識していた。	・ERC対応班に対して、速やかな地震情報の周知が発電所情報の変化に注目させるために効果的であったことから、個人の経験・力量による対応のバラつきがないようルールに定めて、教育・訓練により対応の定着を図る。 ・本良好事例については、実災害時でも同様の対応が行えるよう、地震発生時は、発電所本部からTV会議を通じて本店へ一報入れることを東海及び敦賀へ展開する。

以 上

防災訓練の結果の概要（要素訓練）

1. 訓練の目的

原子力災害発生時における緊急時対応に係る技能の定着・向上を図るとともに、あらかじめ定めた緊急時対応に係る各種機能が有効に機能することを確認するため、緊急時に備えた各種対応に係る要素訓練を実施した。

2. 実施日及び対象施設

（1）実施日

2024年4月1日～2025年3月31日

（2）対象施設

東海発電所（全て東海第二発電所と共通の訓練を実施）

3. 東海発電所実施体制、評価体制及び参加人数

（1）実施体制

訓練毎に実施責任者を設け、実施担当者が訓練を実施した。

詳細は、「添付資料」のとおり。

（2）評価体制

定められた手順どおりに訓練が実施されたかを実施責任者が評価した。

（3）参加人数

「添付資料」のとおり。

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

【発電所】

（1）本部運営訓練

地震により原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第10条又は15条に至る事象等を想定した。

（2）通報連絡訓練

地震、火災及び原災法第10条又は15条に至る事象等、法令等に基づき、対外通報連絡が必要となる事象を想定した。

（3）緊急時環境モニタリング訓練

原災法第10条又は15条に至る事象、その他の事象により、敷地内外の空間放射線量率または空気中の放射性物質濃度が上昇、またはその恐れがある状態を想定した。

（4）原子力災害医療訓練

管理区域内で身体汚染を伴う負傷者が発生したことを想定した。

【本店】

（5）その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

原災法第10条事象が発生し、原子力事業所災害対策支援拠点が選定されたことを想定した。

②本部運営訓練

発電所にて原災法第10条該当事象が発生し、本店本部の設置が必要になったことを想定した。

5. 防災訓練の項目

要素訓練

6. 防災訓練の内容

【発電所】

- (1) 本部運営訓練
- (2) 通報連絡訓練
- (3) 緊急時環境モニタリング訓練
- (4) 原子力災害医療訓練

【本店】

- (5) その他必要と認められる訓練
 - ①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練
 - ②本部運営訓練

7. 訓練結果の概要（「添付資料」参照）

【発電所】

- (1) 本部運営訓練

地震を起因とした原災法第10条又は15条に至る事象等を想定、事象の発生と共に発電所本部各作業班の要員を招集・本部を設置し、事故収束戦略の立案及び本店本部とのプラント情報等の共有を実施した。

- (2) 通報連絡訓練

地震、発電所内での火災、原災法第10条又は15条に至る事象等を想定し、法令等に基づき自治体他関係各所への通報連絡（模擬通報連絡を含む）対応を実施した。

- (3) 緊急時環境モニタリング訓練

放射性物質の放出等により、敷地内外の空間放射線率、又は空気中の放射性物質濃度が上昇、またはその恐れがある状態を想定し、原子力防災要員が、発電所敷地内及び敷地境界付近において、モニタリングカー及び可搬型モニタリングポストをし、敷地内外の空間放射線率・空気放射性物質濃度の測定を実施、測定データを対策本部と共有することにより、影響範囲の評価を実施した。

- (4) 原子力災害医療訓練

管理区域内の負傷者に対し管理区域外への搬出、汚染除去及び応急措置を施す実動訓練を実施した。

発電所で保有している担架、止血帯等の医療器具の取扱い及び傷病者の搬送訓練を実施した。

【本店】

(5) その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

発電所での原災法第10条該当事象等の発生を想定し、原子力事業所災害対策支援拠点の設置運営として、各機能班の参集から発電所支援活動の実施及び発電所情報の収集活動を実施した。

②本部運営訓練

発電所での原災法第10条該当事象等の発生を想定し、本店本部の設置運営として、各機能班の参集から発電所支援活動の実施及び発電所情報の収集活動を実施した。

8. 訓練の評価

要素訓練について、定められた手順どおりに訓練が実施されていることを確認した。
訓練毎の評価結果は、「添付資料」のとおり。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

要素訓練で抽出された改善点及び今後に向けた改善点は、「添付資料」のとおり。

10. 添付資料

添付資料：防災訓練（要素訓練）の概要

以 上

防災訓練（要素訓練）の概要

【発電所】

（１）本部運営訓練（実施回数：３回、参加人数：延べ３２８名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②実施担当者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対 策に向けた改善点
本部運営訓練 地震を起因とした原災法第１０条又は１５条に至る事象等を想定、事象の発生と共に発電所本部各作業班の要員を招集・本部を設置し、事故収束戦略の立案及び本店本部とのプラント情報等の共有を実施した。	①安全・防災室 安全・ 防災グループマネージャー ②原子力防災要員	良	・発電所本部内で共有される緊急情報及び重要情報の分類を整理し、発話の優先度を定め定着化を図った。 ・関係機関からの問い合わせ対応について発電所本部内での共有・対応フローを定め、適切な回答を行えるよう改善を図った。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る。

（２）通報連絡訓練（実施回数：５回、参加人数：延べ２９名）

概 要	実施体制 (①実施責任者、 ②訓練参加者)	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対 策に向けた改善点
通報連絡訓練 地震、発電所内での火災、原災法第１０条又は１５条に至る事象等を想定し、法令等に基づき自治体他関係各所への通報連絡（模擬通報連絡を含む）対応を実施した。	①安全・防災室 安全・ 防災グループマネージャー ②原子力防災要員	良	通報連絡文の文末を事象の発生で終わらせず、対応状況を記載することで、住民の安心につながる情報の発信を行うように工夫した。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る。

防災訓練（要素訓練）の概要

（３）緊急時環境モニタリング訓練（実施回数：３回（１/30、２/12、２/19）、参加人数：延べ１７名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、 ②訓練参加者）	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対 策に向けた改善点
緊急時環境モニタリング訓練 放射性物質の放出等により、敷地内外の空間放射線率又は空気中の放射性物質濃度が上昇、又はその恐れがある状態を想定し、原子力防災要員が、発電所敷地内及び敷地境界付近において、モニタリングカー及び可搬型モニタリングポストを使用し、敷地内外の空間放射線率・空気放射性物質濃度の測定を実施、測定データを対策本部と共有することにより、影響範囲の評価を実施した。	①安全管理室 放射線・化学管理グループ マネージャー ②原子力防災要員	良	特になし。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る。

（４）原子力災害医療訓練（実施回数：４回（５/31、６/４、９/27、９/28）、参加人数：延べ７１名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、 ②訓練参加者）	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対 策に向けた改善点
原子力災害医療訓練 ・管理区域内の負傷者に対し、管理区域外への搬出、汚染除去及び応急処置を施す実動訓練を実施した。 （実施回数：２回、参加人数：４５名） ・発電所で保有している担架、止血帯等の医療用器具の取扱い及び傷病者の搬送訓練を実施した。 （実施回数：２回、参加人数：２６名）	①安全・防災室 安全・防災グループマネージャー ②原子力防災要員	良	・頸椎カラー等の使用頻度が少ない医療器具の使用を想定した訓練（原子力安全研究協会（オンサイト緊急時医療チーム）立会）を実施した。 ・負傷者搬送中の容態の急変により、心肺蘇生が必要となる訓練を実施した。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量維持・向上を図る

防災訓練（要素訓練）の概要

【本店】

（５）その他必要と認められる訓練

①原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練（実施回数：２回（12/25：図上訓練、3/24：実動訓練）、参加人数：延べ 23 名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、 ②実施担当者）	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対 策に向けた改善点
原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練 発電所での原災法第 10 条該当事象等の発生を想定し、原子力事業所災害対策支援拠点の本部運営に係る図上訓練及び資機材・資料の運搬、設置等の拠点設営に係る実動訓練を実施した。 なお、拠点設営に係る実動訓練においては、作業安全の観点から東海・東海第二発電所安全・防災室員によるオブザーベーションを実施した。	①発電管理室 警備防災グループマネージャー ②本店各室員	良	過去実施した訓練における録画映像を教育用資料に反映した。	作業安全の観点から、以下の改善点を抽出したため、マニュアルに反映する。 ・屋外作業時は保護メガネを着用すること。 ・発電機設置後は、周辺に消火器を配備すること。等 今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

②本部運営訓練（実施回数：13 回、参加人数：延べ 613 名）

概 要	実施体制 （①実施責任者、 ②実施担当者）	評価 結果	当該期間中の改善点	今後の原子力災害対 策に向けた改善点
本部運営訓練 発電所での原災法第 10 条事象の発生を想定し、本店本部の設置運営として、各機能班の参集から発電所支援活動の実施及び発電所情報の収集活動を実施した。	①発電管理室 警備防災グループマネージャー ②本店総合災害対策本部員	良	共有資料に S A 設備の略語集を追加した。	今後も継続して訓練を行い、要員の力量向上を図る。

以 上